

なぜ事前に知財出願が必要か

焚き火台トラブルに学ぶポイント



先に出願していれば、争点を大きく減らせた可能性が高い

典型的に起きる問題

- 誰が創作者・発明者か不明
- 図面・試作品の権利が曖昧
- 類似品販売を止めにくい
- 契約・SNS・信用毀損問題に発展

何を出願すべきか

保護対象ごとに使い分ける

1



特許出願

技術的な仕組み・機能を守る

- 燃焼効率や構造の工夫
- 競合の模倣を止めやすい
- 公開前の検討が基本

2



実用新案登録出願

物品の形状・構造の考案を守る

- 構造中心の改良に向く
- 比較的速度感がある
- 特許より使いやすい場面もある

3



意匠登録出願

見た目・デザインを守る

- 外観・形状・パネル配置
- 類似デザイン対策に有効
- 製品写真で訴求しやすい

4



商標登録出願

商品名・ブランド名を守る

- 商品名・シリーズ名
- ロゴやネーミング保護
- 信用の蓄積を守る

ポイント：『構造』『見た目』『名前』は別々に検討する

おすすめの基本方針



技術 → 特許 / 実用新案



デザイン → 意匠



商品名 → 商標

実務ではこう進める

揉める前にやるべきこと

